

第5章 地域保健医療人材の育成

高齢化の進展、医療の高度化・専門化、患者を取り巻く社会環境の変化等に伴い、在宅療養を含む医療需要の一層の増加・多様化が見込まれています。

一方、生活環境の改善が進み、住民の価値観は多様化しました。疾病構造も変化しています。病気に至る前の予防についてその重要性が多くの人に浸透し、保健医療福祉の専門職種には健康づくりや疾病予防、介護などの取組への期待がますます寄せられています。

こうした保健医療福祉の様々なニーズに応えるため、各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮し、安全で良質な医療を持続的に提供できるよう、圏域の特性を踏まえて保健医療福祉を担う人材を養成・確保する必要があり、更にその質を向上させていくことが欠かせません。

現状と課題

医療従事者の状況

(1) 医師

- 都内の医療施設（病院及び診療所等）で従事している医師は 45,078 人¹⁾（人口 10 万対 320.9）です。このうち圏域では 1,322 人¹⁾（人口 10 万対 200.7）です。医師の人数を人口 10 万人当たりで比較した場合、都を 1 とすると圏域は 0.6 となっています。
- 圏域には「地域医療支援病院」として、国家公務員共済組合連合会立川病院（立川病院）（平成 20 年 7 月都知事承認）、独立行政法人国立病院機構災害医療センター（災害医療センター）（平成 20 年 7 月都知事承認）、東大和病院（平成 28 年 2 月都知事承認）、社会医療法人社団健生会立川相互病院（立川相互病院）（令和 6 年 3 月都知事承認）があり、地域医療従事者に対する教育の役割を担っています。
- 「医師法」が改正され、平成 16 年度から新たな臨床研修制度がスタートしました。「診療に従事しようとする医師は、2 年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において研修を受けなければならない。」とされ、医師の臨床研修が義務化されました。保健所は、「医師法」に基づく医師臨床研修（地域保健・医療）の研修協力施設です。
- 医療のレベルアップを目的とした臨床系の新専門医制度が平成 30 年度にスタートしました。以前の専門医制度は、外科や皮膚科などの各診療科ごとに 100 種類以上あり、各学会がそれぞれ専門医を認定をしていました。平成 30 年度からは、新専門医制度に基づき、一般社団法人日本専門

1) 出典：東京都福祉保健局「医師・歯科医師・薬剤師調査 東京都集計結果報告（令和 2 年 12 月実施）」

医機構（平成26年5月発足）が統一した基準で専門医を養成・認定しています。この制度によって、臨床系専門医の資質向上が期待されています。

- 社会医学領域でも一般社団法人社会医学系専門医協会（平成28年12月発足）による社会医学系専門医制度が平成29年度から始まりました。東京都福祉保健局は、平成29年4月に社会医学系専門医研修「TOKYO プログラム」の認定を受けました。この「TOKYO プログラム」に基づき、研修基幹施設である東京都保健医療局が、都内保健所等研修連携施設とともに、専門医の研修を実施しています。

(2) 歯科医師

- 都内の歯科医師は16,636人¹⁾（人口10万対118.4）、圏域で612人¹⁾（人口10万対80.2）となっており、人口10万人当たりで比較した場合、都を1とすると圏域は0.7となっています。
- 「歯科医師法」が改正され、平成18年度から、臨床研修が義務化されました。「診療に従事しようとする歯科医師は、一年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。」とされています。
- 圏域の6市ごとに地区歯科医師会があり、歯科医師の会員向け研修会等が実施されています。保健所では、北多摩西部地域保健医療協議会地域医療システム化推進部会に歯科分科会を設けて毎年度開催し、圏域の口腔保健関係者との情報共有に努めています。
- また、摂食嚥下機能支援などの知識・技術については、保健所は、歯科医師・歯科衛生士や医療・福祉・介護・調理・栄養関係者等を対象に事例検討会等を行い、より実践的な研修の場を設けて口腔保健に関わる多職種連携を図っています。

(3) 薬剤師

- 薬剤師は都で52,842人¹⁾（人口10万対376.2）、圏域では1,662人¹⁾（人口10万対252.3）となっており、人口10万人当たりで比較した場合、都を1とすると圏域は0.7となっています。
- 医療の高度化・複雑化により、チーム医療で薬剤師が果たす役割が重要になっています。特に、医薬分業の進展に伴い地域医療に貢献する薬局の重要性が増しており、質の高い薬剤師の養成が求められています。

1) 出典：東京都福祉保健局「医師・歯科医師・薬剤師調査 東京都集計結果報告（令和2年12月実施）」

- 地域包括ケアシステムにおいては、地域の実情に応じて医療機関等と連携し、専門性を発揮して適切な薬学的管理を行い、患者に安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく提供することが求められています。
- 薬物療法や健康維持・増進の支援に一層関わって患者・住民を支えていくことが期待されており、機能強化・専門性向上に必要な知識及び技能の習得等が重要です。
- 圏域の地区薬剤師会では、薬剤師の資質向上のために薬剤師の会員を対象とした研修会を実施しています。保健所は、北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会に薬事分科会を設けて毎年定期的開催し、圏域の薬事関係者に対して情報提供に努めています。

(4) 看護職員（看護師・准看護師、助産師、保健師）

- 都内の医療施設に従事している看護職（看護師・准看護師、助産師、保健師）のうち、看護師・准看護師は都で136,771人¹⁾(人口10万対974.5)、圏域では5,892人¹⁾(人口10万対891.8)となっており、人口10万人当たりで比較した場合、都を1とすると圏域は0.9となっています。助産師は都で4,184人¹⁾(人口10万対29.8)、圏域では153人¹⁾(人口10万対23.2)であり、人口10万人当たりで比較した場合、都を1とすると圏域は0.8となっています。保健師は都で4,821人¹⁾(人口10万対34.4)、圏域では244人¹⁾(人口10万対36.9)であり、人口10万人当たりで比較した場合、都を1とすると圏域は1.1となっています。
- 都は、医療の高度化、多様化に対応できるよう、看護管理者連絡会議を通じて、看護職の資質の向上を図っています。また、潜在看護師が臨床現場に復職できるよう、東京都看護職員地域就業支援病院として、平成29年度は圏域で1病院(国分寺病院)が指定されました。看護職員復職支援研修などが実施されるなど、看護人材の確保が進められています。
- 保健所は、圏域の看護管理者連絡会を独自に設置して、病院と訪問看護ステーションとの「相互研修」システムを構築するなどの取組を行っています。各病院においても、看護師の資質向上や医療安全等に関する院内研修が実施されています。

(5) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

- 圏域の医療施設(病院)に従事する理学療法士は315.3人²⁾(人口10万対47.9)、作業療法士は150.7人²⁾(人口10万対22.9)、言語聴覚士56.5人²⁾(人口10万対8.6)で、人口10

1) 出典：東京都福祉保健局「福祉・衛生 統計年報(令和4年度)」。人口10万対の算出基準となる人口は、「東京都の人口(推計)(補正)」(令和5年1月1日現在)東京都総務局統計部を使用。

2) 出典：東京都福祉保健局「東京都の医療施設-令和2年医療施設(静態・動態)調査・病院報告結果報告書-」(令和2年10月1日現在)。人口10万対の算出基準となる人口は、「東京都の人口(推計)(補正)」(令和2年10月1日現在)東京都総務局統計部を使用。

万人当たりで比較した場合、都に比べていずれも若干低くなっています。

- それぞれの職種で、院内研修等が行われています。圏域の地域リハビリテーション支援センターである国立病院機構村山医療センターでは、研修機能を活用した取組が進められています。

(6) 歯科衛生士

- 歯科衛生士は都で15,832人¹⁾(人口10万対112.8)、圏域では741人¹⁾(人口10万対112.2)となっており、人口10万人当たりで比較した場合、都を1とすると圏域は1.0となっています。

- 歯科衛生士学校及び歯科衛生士養成所の修業年限は、平成16年の法改正により3年に変更され、歯科衛生士の資質向上が図られており、従来の予防と歯科診療補助、歯科保健指導業務に加えて、口腔機能の維持向上や摂食嚥下機能支援など新たな課題に対応できるスキルを持った歯科衛生士が求められています。

- 歯科衛生士については東京都歯科衛生士会が研修を開催し、実践力の向上を図っています。保健所は、歯科衛生士学校及び歯科衛生士養成所の実習生受け入れや圏域の市に配置されている歯科衛生士を対象に連絡会及び研修会を毎年開催するなど地域で歯科保健を支える人材の育成に努めています。

- また、保健所は摂食嚥下機能支援などの知識・技術に関する事例検討会等を行い、より実践的な研修の場を設けて多職種連携を進めています。チームの一員となり地域で活躍できる歯科衛生士を育成するなど、地域における歯科衛生の基盤整備を図っています。

(7) 管理栄養士・栄養士・調理師

- 管理栄養士・栄養士・調理師は、食を通じた健康づくりを推進する上で重要な役割を担っています。

- 保健所はその人材育成のため、特定給食施設等の管理栄養士・栄養士を対象に、栄養や食生活に関する専門的な知識や技術を提供するための栄養管理講習会等を実施しています。

- また、保健所は住民の食に直接携わる調理師に対しても、「健康づくり調理師研修会」等を開催し、飲食店で健康に配慮したメニューの提供や栄養情報の発信ができるように支援しています。

- さらに、保健所は管理栄養士養成施設学生の公衆栄養学実習受け入れや、多摩立川保健所地区施

1) 出典：東京都福祉保健局「福祉・衛生 統計年報（令和4年度）」。人口10万対の算出基準となる人口は、「東京都の人口（推計）（補正）」（令和5年1月1日現在）東京都総務局統計部を使用。

設給食協議会（地域の公衆衛生向上に寄与するため昭和54年に発足した給食施設の会。令和5年度末現在61施設が会員になっている。）及び地域活動栄養士会（常勤で働いていない栄養士等の資質向上を目的として地域で活動を行っている会）などが取り組む普及啓発・研究の活動について支援するなど、地域の栄養・食生活を支える人材の育成に努めています。

(8) 自治体保健師（市及び保健所の保健師）

- 近年、地域保健を取り巻く状況が大きく変化する中で、市町村保健師の庁内における少数分散配置が進んでいます。成人・母子・高齢・障害など多分野で保健師の専門性を発揮することが期待されますが、少数部署では、事務的な業務も多く、総合的な視点での保健活動に取り組むことの難しさが散見されます。

当圏域でも、保健事業が増加し、保健師としての専門性が期待されるなか、保健師の確保や入職後早期に多くの業務を任されていたり、少数部署に配属されるなど、人材育成体制に大きな課題があります。

- 一方、都の保健所保健師も、担当分野の処遇困難事例が増えて、対応に苦慮することも少なくありません。現在、新任期の保健師は、保健師全体の半数を占めており、相談体制の確保がますます困難となっています。

市町村保健師と都の保健所保健師の役割は分担されていますが、それぞれの保健師が役割を発揮することで、住民のより健康な人生や生活に繋がります。圏域内での重層的な連携体制が重要です。

- 平成25年4月の厚生労働省健康局長通知「地域における保健師の保健活動について」では、保健師が今後取り組むべき方向性を明らかにし、「統括的な役割を担う保健師の配置」が求められました。

さらに、令和5年3月には、感染症法等改正を踏まえて「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を改正し、都道府県は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために、本庁に統括保健師を配置し、保健所設置市等以外の市町村も同様に統括保健師を配置すること、と挙げられました。

当圏域では、すでに、圏域6市・保健所統括保健師連絡会を開催し、統括保健師の交流を深め、保健師の人材育成に係る情報交換や意見交換を行うことにより、圏域保健師育成の意識啓発の機会としています。当圏域内の統括保健師が平時から連携して、組織横断的なマネジメント体制の充実が図られるように連絡会を推進しています。

- 厚生労働省は、平成28年3月に「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会最終とりまとめ」の中で、保健師のスキルアップをより向上するために自治体保健師の標準的なキャリアラダー¹⁾を示し、各自治体の状況に応じた保健師の人材育成の仕組みを検討するよう求めました。

1) それぞれの職務内容や必要なスキルを明確にし、下位職から上位職へはしごを昇るように移行できるキャリア向上の道筋とそのため能力開発の機会を提供する仕組み。

都では、東京都保健師に関する人材育成検討会において、専門技術の獲得の道筋がイメージできるように、都保健師のキャリアラダーを作成しています。

現在は、採用年齢の引き上げや看護基礎教育の改正等により、採用までに至る経験が様々であり、個人の能力も一定ではありません。そのため、それぞれが持ち合わせた能力や適性を活かせるよう、人材育成や研修の場面等でキャリアラダーを活用し、保健師のスキルアップを目指しています。

- 自治体保健師は、地域保健における最大のマンパワーです。その資質の向上は住民の健康増進に寄与することから、市町村や都が取り組む自治体保健師の人材育成が期待されています。

また、地域や住民のニーズを把握して、寄り添った支援を行えるように、市と保健所が連携して保健師活動を展開することを目指しています。

(9) 地域を支える福祉人材の確保

- 少子高齢化の進展とともに、福祉サービスに対するニーズも急増しています。

今後、介護分野をはじめ保育分野、障害福祉分野などで福祉サービスを必要とする方々（利用者）が安心して生活できるよう支えていくためには、福祉サービスを担う福祉人材（福祉従事者）を更に増やしていくとともに、より良いサービス提供ができるよう研修などにより育成を図っていく必要があります。
- こうした状況を踏まえて、圏域においても福祉人材の確保、育成、定着が大きな課題になっています。課題を解決していくためには、将来福祉人材の担い手となる若者や学生に就職先として選ばれるような福祉の職場となることや女性・高齢者等の潜在的な労働力を確保することが重要です。

また、利用者の方に、より良いサービスを継続して提供していくためには、福祉従事者の方にとって働きやすい職場環境をつくり、定着を図っていく必要があります。こうした、「多様な人材の参入促進」、「資質の向上」、「労働環境や条件の改善」など、福祉人材が働き続けることができる環境づくりに向けて、圏域の各主体が対策を講じていく必要があります。

関係機関・関連職種との連携

- 圏域の各市では、ケアマネジャーなどの事業者の専門研修や新生児訪問指導等に関わる助産師等の研修のほか、保健師・看護師等学生の臨地実習を受け入れています。
- 保健所は、市職員、地域の関係機関、関係団体向けの研修を開催するほか、臨床研修医に対する研修や、医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を養成する教育施設の医療系学生に対して臨地実習の場を提供するなど、幅広く人材育成を行っています。

- 地域保健法第4条第1項の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（最終改正：令和5年3月27日 厚生労働省告示第86号）では、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等をソーシャルキャピタル¹⁾と位置付けています。
- ソーシャルキャピタルを活用した住民との協働によって、地域保健基盤を構築し、地域住民の健康の保持増進、地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進することが必要であるとしています。
- 保健所と市は、地域保健、学校保健、職域保健の各分野で、ソーシャルキャピタルの「核」となる人材の育成に努め、その活動を支援することが求められています。

第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

参考資料

1) ソーシャルキャピタル：「信頼」「社会規範」「ネットワーク」など人々の協調行動の活発化により、社会の効率性を高めることができる社会組織に特徴的な資本を意味し、従来のフィジカルキャピタル（物的資本）やヒューマンキャピタル（人的資本）などと並ぶ新しい概念である。

今後の取組

(1) 圏域で働く保健医療福祉の専門職種等がその資質を向上させるための研修を実施します

それぞれの職能団体は、会員及び関係者の人材育成に努めます。また、病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局等では、職員の資質の向上と医療安全対策に取り組みます。地域リハビリテーション支援センターは、地域リハビリテーションに関わる従事者の研修を実施します。

保健所は、医師や保健師など専門職種の養成のために、臨地実習や研修を担当します。また、市・保健医療関係機関及び関係団体職員向けに、母子保健・精神保健福祉・難病対策・感染症対策・歯科保健等の専門的知識の習得や資質向上のための研修を実施します。これに加えて、市の新任保健師等や事務職員に対して市町村支援研修を実施します。

また、保健所は引き続き、圏域の現状やニーズを総合的に捉え、優先度の高い課題に即した研修、講習会を企画・実施し、タイムリーな情報提供を行います。薬局薬剤師や管理栄養士・栄養士及び調理師向けの研修会についても取り組みます。

市は、母子保健・健康づくり事業、子育て支援事業、高齢者・障害者福祉事業に関わる職員の人材育成を行います。

(2) 多職種によるネットワークを圏域に広げ、人材育成を進めます

市は、母子保健・子育て支援・健康づくり・介護保険・障害福祉等の、それぞれの事業を展開しつつ、市の中で多職種のネットワークを広げます。

保健所は、保健・医療・福祉及び介護の連携のため、圏域の関係機関・団体と協力して職種を超えた連絡会等を設置するとともに、ネットワーク化に取り組みます。圏域における疾病・事業ごとの医療連携事業へ支援を行い、参加機関・団体との連携を深めます。また、圏域における自治体保健師の人材育成に寄与します。

(3) ソーシャルキャピタルと協働し、健康なまちづくりを推進します

保健所及び市は、これまでの取組で築いてきた地域保健の基盤をより一層育てていくとともに、住民と協働して健康なまちづくりの推進に取り組みます。また、地域のNPOや民間団体、関係機関などのソーシャルキャピタルと積極的な協働を進め、ソーシャルキャピタルの核となる人材の育成に努めます。